

設計総合調整業務について

今後、E C I 方式における設計業務を分割して発注する場合の設計総合調整業務は、分割された設計業務全体の一体性を確保するための業務であり、1期目に発注する業務（基本設計、一部の建物、幹線ユーティリティ及び全体仮設計画の実施設計）に含めて発注し、各実施設計と総合的な調整を実施することとしました。

発注イメージ

【従来の発注イメージ（例：対象建物50棟）】

	業務内容	x年	x+1	x+2	x+3	x+4	x+5	備考
	基本設計（対象建物50棟） 実施設計（対象建物50棟） 技術協力反映業務	▼：公募型プロポーザル方式						



【分割化後の発注イメージ（例：対象建物50棟）】

発注 ロット	業務内容	x年	x+1	x+2	x+3	x+4	x+5	備考
1期目	基本設計（対象建物50棟） 実施設計（幹線ユーティリティ、全体仮設計画※） 技術協力反映業務 設計総合調整業務	▼：公募型プロポーザル方式						①業務
2期目	実施設計（対象建物15棟） 技術協力反映業務							②業務（その1）
3期目	実施設計（対象建物10棟） 技術協力反映業務							②業務（その2）
4期目	実施設計（対象建物10棟） 技術協力反映業務							②業務（その3）
								②業務（その4）

※ ユーティリティの仮設・切り直し計画、資材置場の計画等を含む
 ※※ 標準型（1：3）または標準型（1：2）を基本とする。

概 要

1. 対象施設

1期目で基本設計を実施した新設及び改修施設で、後年度以降に分割し実施設計を行う施設が対象です。

2. 業務内容

- ア 駐屯地／基地全体の部隊運用上の特性を踏まえた基本設計等の内容を、各実施設計に反映させるための調整を行う。
- イ 関連する各実施設計業務の受注者に対し、基本設計の成果品を貸与し、実施設計に必要な設計方針を伝える。
- ウ 関連する各実施設計業務の受注者に対し、駐屯地／基地全体の整備計画を踏まえた施工計画・仮設計画等を伝えるとともに助言及び提案を行う。

3. 業務の費用

上記業務内容に必要な延べ人工数に技師Cの単価を乗じて算出し、直接人件費として計上します。

なお、業務の実績に応じ、後日精算を行います。

4. 業務内容の精査

本業務の受注者（JVの場合は代表者）が後年度以降に分割した設計業務の受注者（JVの場合は代表者）と同一の者の場合は、本業務が不要になるため当該業務内容を取止め、精算することになります。

適用開始日

通知日以降に入札公告する事案に適用します。

そ の 他

詳細については、以下をご覧ください。

E C I 方式における設計業務を分割発注する場合の設計総合調整業務について（通知）